

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 （案）

令和6年 3月

盛岡広域環境組合

< 目 次 >

第1章 計画策定の趣旨	1
1.1 計画の目的	1
1.2 計画の位置付け	1
1.3 計画目標年度	3
1.4 計画範囲及び各主体の役割	3
第2章 本地域の概況	5
2.1 人口の動向	5
2.2 産業の動向	8
第3章 ごみ処理の現状及び課題	10
3.1 ごみの分別区分	10
3.2 ごみ処理体制	12
3.3 ごみ排出量及び処理量の推移	14
3.4 可燃ごみに含まれるプラスチック等の割合	18
3.5 ごみ処理経費の推移	21
3.6 国及び岩手県の動向	22
3.7 ごみ処理に係る課題	23
第4章 ごみ処理基本計画	24
4.1 基本理念及び基本方針	24
4.2 将来人口の推移	25
4.3 ごみ排出量及び処理量の見込み	26
4.4 ごみ処理フロー	30
4.5 ごみの適正処理に関する基本的事項	31
第5章 計画の推進体制	36
5.1 構成市町・県・関係機関等との連携	36
5.2 住民・事業者との連携	36
5.3 計画の進行管理	36

第1章 計画策定の趣旨

1.1 計画の目的

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、市町村並びに地方自治法第 284 条に基づく地方公共団体（一部事務組合）において、策定が義務付けられており、当該市町区域内の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正処理を進めるために必要な事項を定めるべく、策定するものです。

国においては、持続可能な開発目標である SDGs を達成するために、「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」、「廃棄物処理法」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」等の改正、「プラスチック資源循環戦略」の策定や「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行、個別リサイクル法の制定等の法整備が進められており、限られた資源や再生可能エネルギーの有効活用による環境負荷の少ない循環型社会の構築並びに 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいるところであり、環境と経済が両立した経済システムを構築することが、社会全体で求められています。

また、岩手県においても、資源循環の推進やゼロエミッション化をはじめとする 3R の取組を図るなど、循環型社会の形成を推進するための基本計画として、令和 3 年 3 月に「第三次岩手県循環型社会形成推進計画（第五次岩手県廃棄物処理計画）」が策定されています。

今般、盛岡広域環境組合（以下「本組合」という。）において策定する本計画は、平成 28 年 9 月に国において公表された「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき、本組合を構成する 3 市 5 町（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町。以下「構成市町」という。）から発生する一般廃棄物（ごみ）について、廃棄物行政を取り巻く現状と課題を整理した上で、基本理念及び基本方針を設定し、構成市町の一般廃棄物処理基本計画におけるごみ減量に係る施策や減量目標と整合を図りながら、本組合が共同処理する可燃ごみの処理について定めるものであり、環境負荷の低減や脱炭素社会の実現に貢献できる施設整備を目指し、長期的視点に立ったごみ処理基本方針を明確にすることを目的として策定する「ごみ処理基本計画」に該当するものになります。

1.2 計画の位置付け

本計画の位置付けを図 1-1 に示します。

本計画は、本組合の一般廃棄物処理等に関するマスタープランとして、策定するものであり、構成市町における「総合計画」、「環境基本計画」、「一般廃棄物処理基本計画」等の関連する計画と齟齬をきたさないよう、整合を図るものとします。

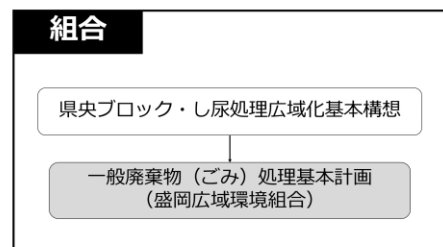
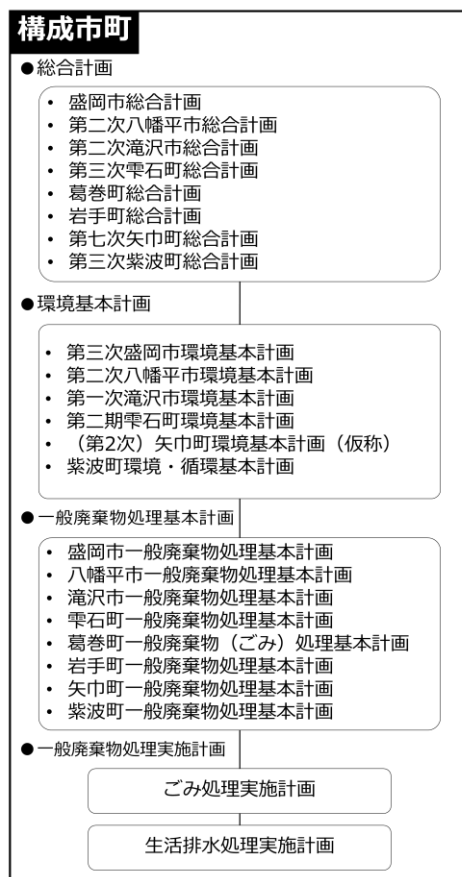
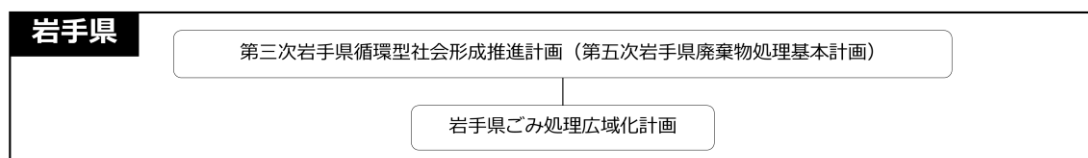
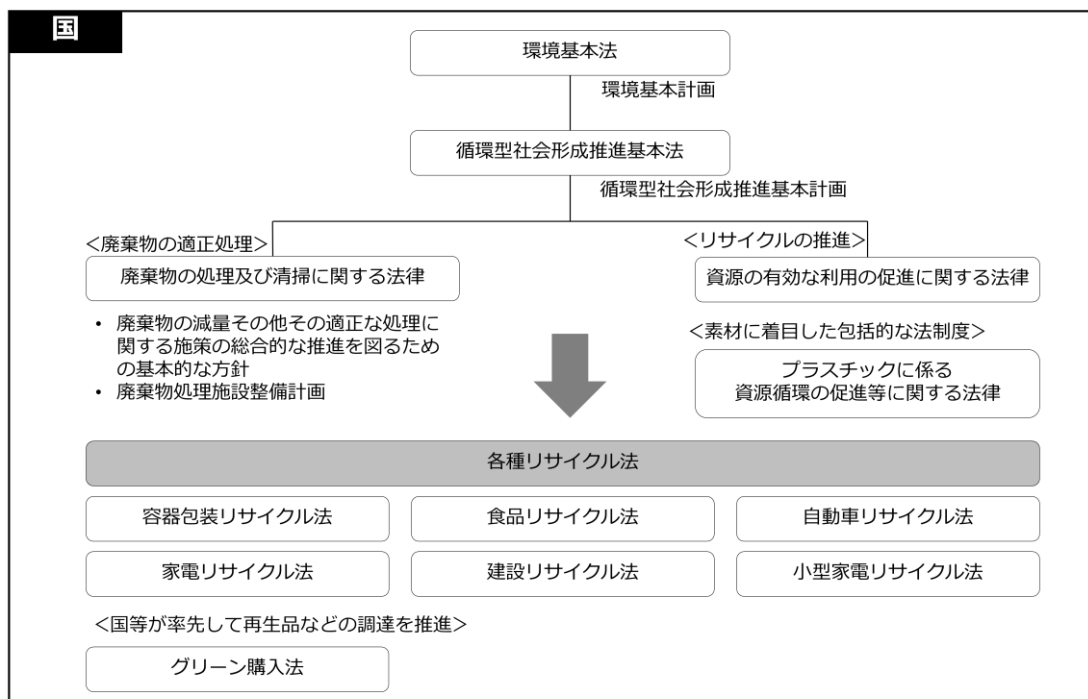


図 1-1 本計画の位置付け

1.3 計画目標年度

本計画は、令和6年度を初年度とする10年間の計画期間とします。なお、新ごみ焼却施設は令和14年度稼働予定です。

また、計画期間中は、令和10年度を中間目標年度として設定し、計画の進捗状況を評価し、施策を見直します。なお、計画期間中においても、社会経済状況の変化並びにごみ質の変化やごみ処理に関する技術進歩等、ごみ処理行政全般に係る情勢を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。

1.4 計画範囲及び各主体の役割

(1) 計画の対象区域

本計画の計画対象区域は、図1-2に示すとおり、本組合を構成する3市5町（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、矢巾町、紫波町）とします。



図 1-2 計画対象区域

(2) 本計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、構成市町から発生する「一般廃棄物（ごみ）」のうち可燃ごみを対象とします。

(3) 本組合の役割

本組合の役割は、表 1-1 に示すとおり、「ごみの中継施設からの運搬」、「ごみ処理基本計画の策定」、「新ごみ焼却施設の設置、管理及び運営」、「エネルギー利活用施設の設置、管理及び運営」です。

表 1-1 本組合の役割

項目	本組合	構成市町
ごみ処理基本計画の策定	●	●
新ごみ焼却施設の設置、管理及び運営	●	
ごみの中継施設からの運搬	●	
エネルギー利活用施設の設置、管理及び運営	●	
ごみの減量化・資源化の施策		●
ごみの収集・運搬（分別区分を含む。）		●

第2章 本地域の概況

2.1 人口の動向

(1) 人口及び世帯数の推移

構成市町の全域（以下「本圏域」という。）の人口は、滝沢市のみ微増傾向にありますが、全体としては減少傾向にあります。また、本圏域の世帯数は、微増傾向で推移しており、一人暮らしの世帯が増加しています。

令和5年10月1日現在、本圏域の人口は451,568人、世帯数は211,808世帯となっています。

表 2-1 人口及び世帯数の推移

項目		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
本圏域	人口（人）	477,852	475,657	473,449	471,203	468,188	465,653	462,886	459,914	456,160	451,568
	世帯数（世帯）	200,349	201,820	203,350	204,475	205,884	207,259	209,050	210,284	211,405	211,808
	1世帯当たりの人口（人/世帯）	2.39	2.36	2.33	2.30	2.27	2.25	2.21	2.19	2.16	2.13
盛岡市	人口（人）	295,142	294,091	293,130	291,994	290,233	288,618	287,284	285,680	283,566	280,851
	世帯数（世帯）	132,033	132,973	133,993	134,659	135,425	135,981	137,009	137,726	138,362	138,616
	1世帯当たりの人口（人/世帯）	2.24	2.21	2.19	2.17	2.14	2.12	2.10	2.07	2.05	2.03
八幡平市	人口（人）	27,758	27,268	26,784	26,338	26,002	25,371	24,906	24,414	24,114	23,611
	世帯数（世帯）	10,514	10,502	10,509	10,543	10,601	10,524	10,576	10,555	10,641	10,614
	1世帯当たりの人口（人/世帯）	2.64	2.60	2.55	2.50	2.45	2.41	2.35	2.31	2.27	2.22
滝沢市	人口（人）	55,174	55,184	55,174	55,164	55,211	55,422	55,524	55,668	55,377	54,988
	世帯数（世帯）	21,991	22,205	22,483	22,654	22,940	23,228	23,571	23,930	24,082	24,153
	1世帯当たりの人口（人/世帯）	2.51	2.49	2.45	2.44	2.41	2.39	2.36	2.33	2.30	2.28
雫石町	人口（人）	17,623	17,413	17,151	16,965	16,753	16,452	16,170	15,857	15,642	15,378
	世帯数（世帯）	6,218	6,230	6,231	6,299	6,332	6,345	6,388	6,387	6,388	6,404
	1世帯当たりの人口（人/世帯）	2.83	2.80	2.75	2.69	2.65	2.59	2.53	2.48	2.45	2.40
葛巻町	人口（人）	6,874	6,720	6,529	6,390	6,227	6,055	5,902	5,762	5,637	5,484
	世帯数（世帯）	2,843	2,818	2,786	2,767	2,746	2,713	2,708	2,690	2,691	2,668
	1世帯当たりの人口（人/世帯）	2.42	2.38	2.34	2.31	2.27	2.23	2.18	2.14	2.09	2.06
岩手町	人口（人）	14,720	14,327	14,109	13,842	13,540	13,219	12,899	12,539	12,268	11,942
	世帯数（世帯）	5,495	5,457	5,455	5,434	5,462	5,455	5,478	5,415	5,440	5,389
	1世帯当たりの人口（人/世帯）	2.68	2.63	2.59	2.55	2.48	2.42	2.35	2.32	2.26	2.22
紫波町	人口（人）	33,696	33,538	33,314	33,170	32,958	33,090	33,049	33,024	32,915	32,937
	世帯数（世帯）	11,604	11,734	11,827	11,925	12,045	12,338	12,557	12,711	12,833	12,911
	1世帯当たりの人口（人/世帯）	2.90	2.86	2.82	2.78	2.74	2.68	2.63	2.60	2.56	2.55
矢巾町	人口（人）	26,865	27,116	27,258	27,340	27,264	27,426	27,152	26,970	26,641	26,377
	世帯数（世帯）	9,651	9,901	10,066	10,194	10,333	10,675	10,763	10,870	10,968	11,053
	1世帯当たりの人口（人/世帯）	2.78	2.74	2.71	2.68	2.64	2.57	2.52	2.48	2.43	2.39

出典：各市町住民基本台帳 10月1日現在

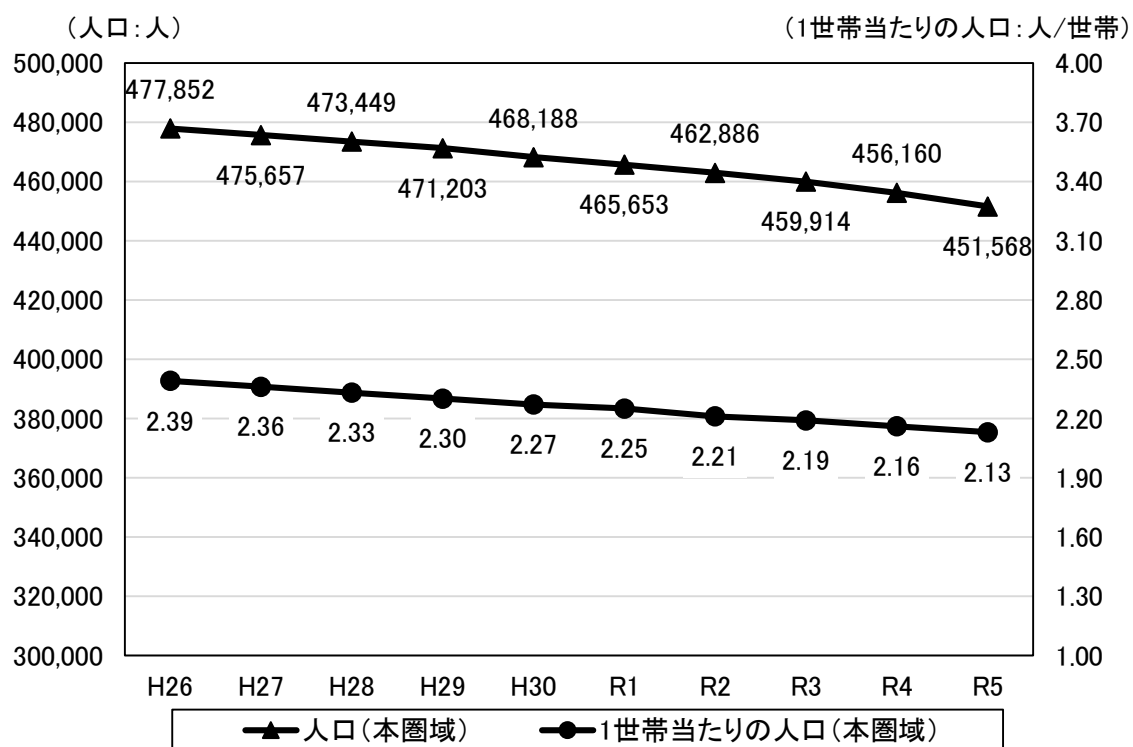
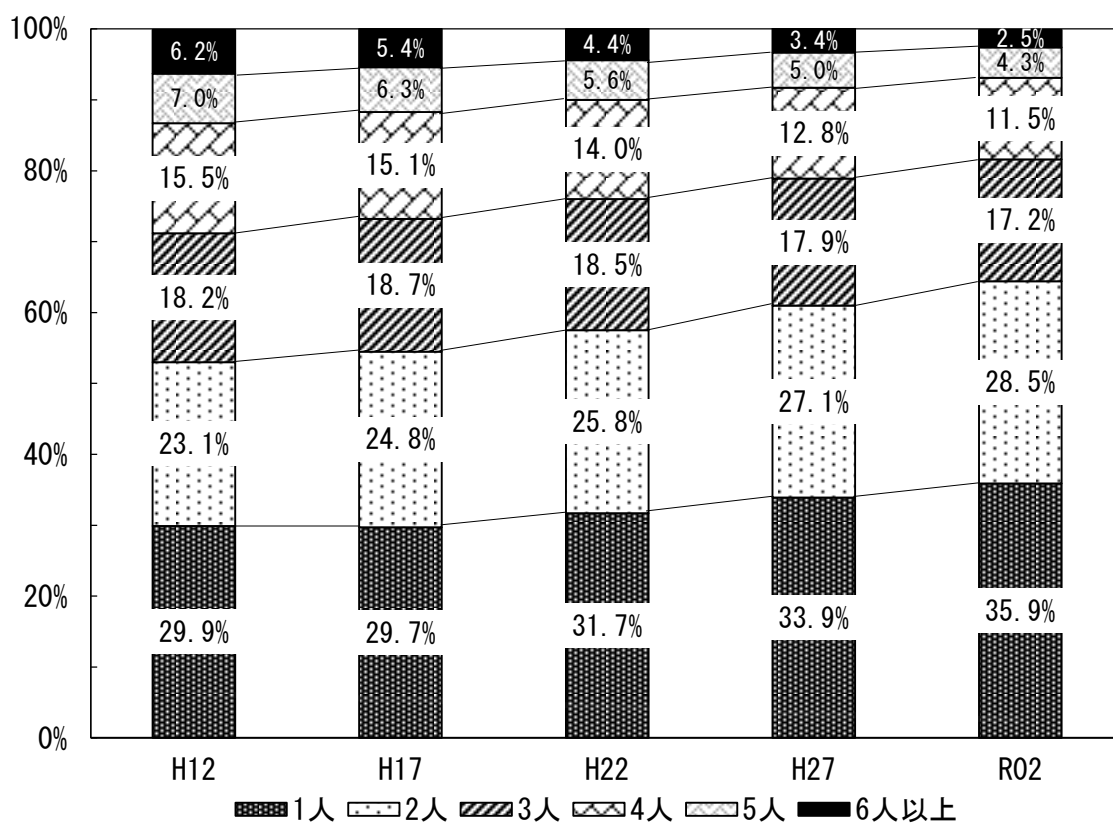


図 2-1 人口及び世帯数の推移（本圏域）



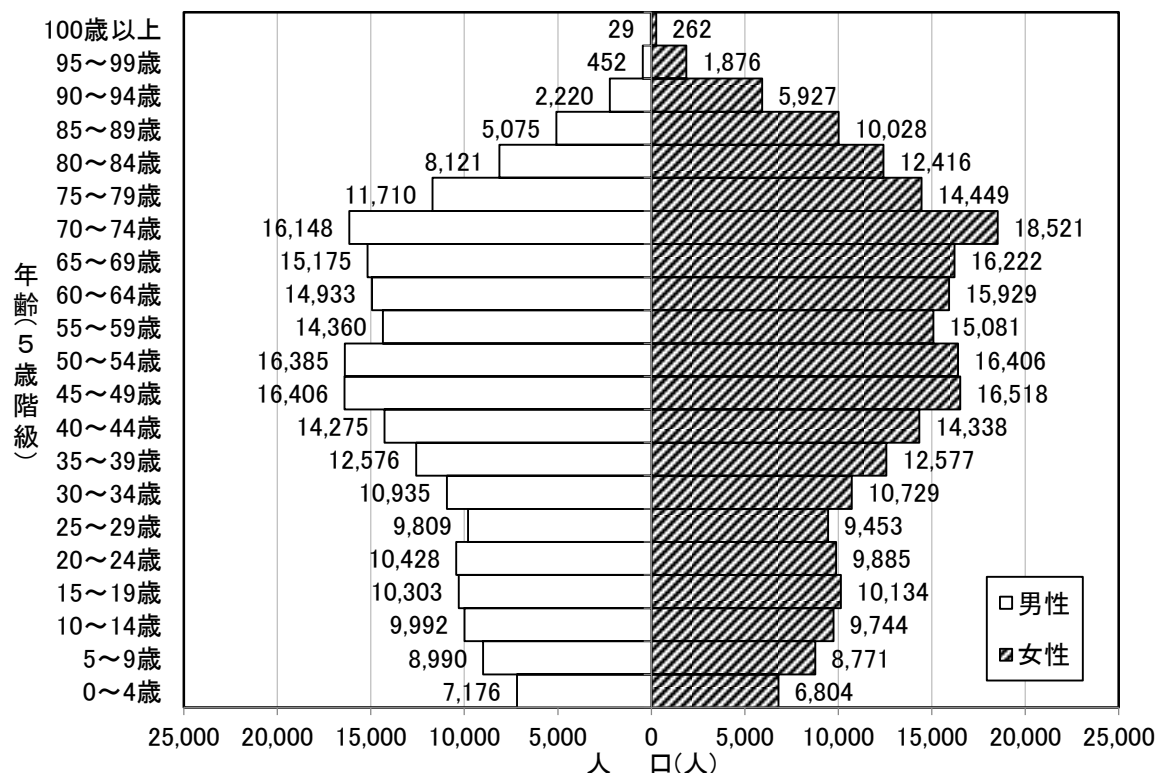
出典：国勢調査（令和2年）

図 2-2 世帯構成比率の推移（本圏域）

(2) 年齢別人口

本圏域における令和5年10月1日現在の年齢5歳階級別人口割合を図2-3に示します。

本圏域では、65歳以上の高齢者人口が占める割合が30.7%であるのに対し、15歳未満の若年層の割合は11.4%となっており、少子高齢化が進んでいます。



出典：各市町住民基本台帳人口（令和5年10月1日現在）

図2-3 年齢別人口及び年齢別割合（本圏域）

2.2 産業の動向

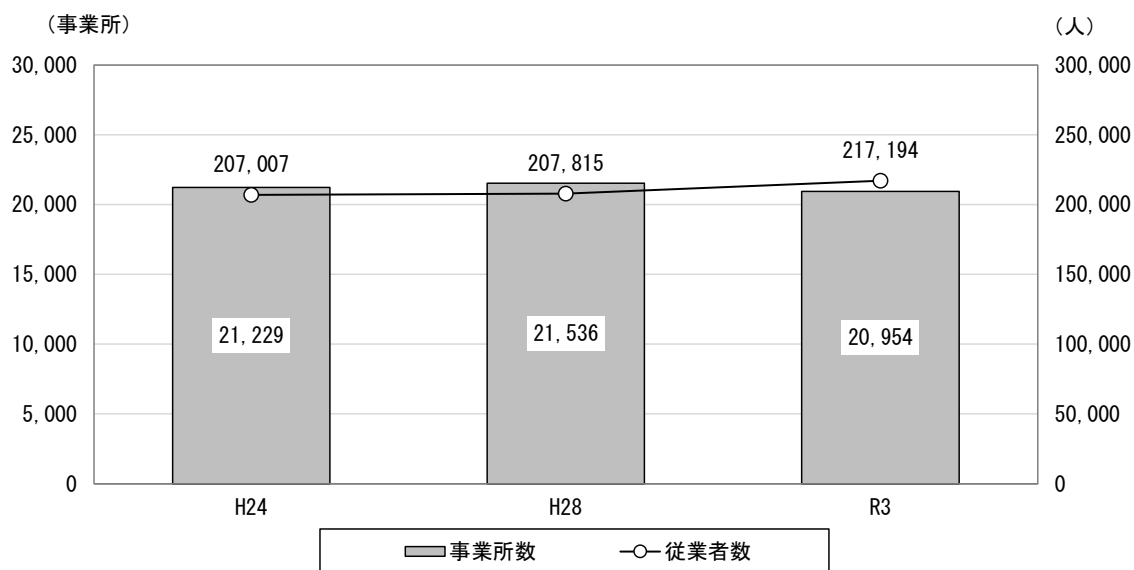
本圏域での事業所数及び従業者数は、令和３年１０月１日現在、事業所数が 20,954 事業所、従業者数が 217,194 人となっています。

事業所数は、令和３年で第３次産業が 85.７％を占めており、次いで、卸売業・小売業、宿泊業・飲食業、医療・福祉となっています。また、産業別従業者数は、令和３年で第３次産業が 83.1％を占めており、次いで、卸売業・小売業、医療・福祉、サービス業となっています。

表 2-2 産業分類別事業所数及び従業者数（本圏域）

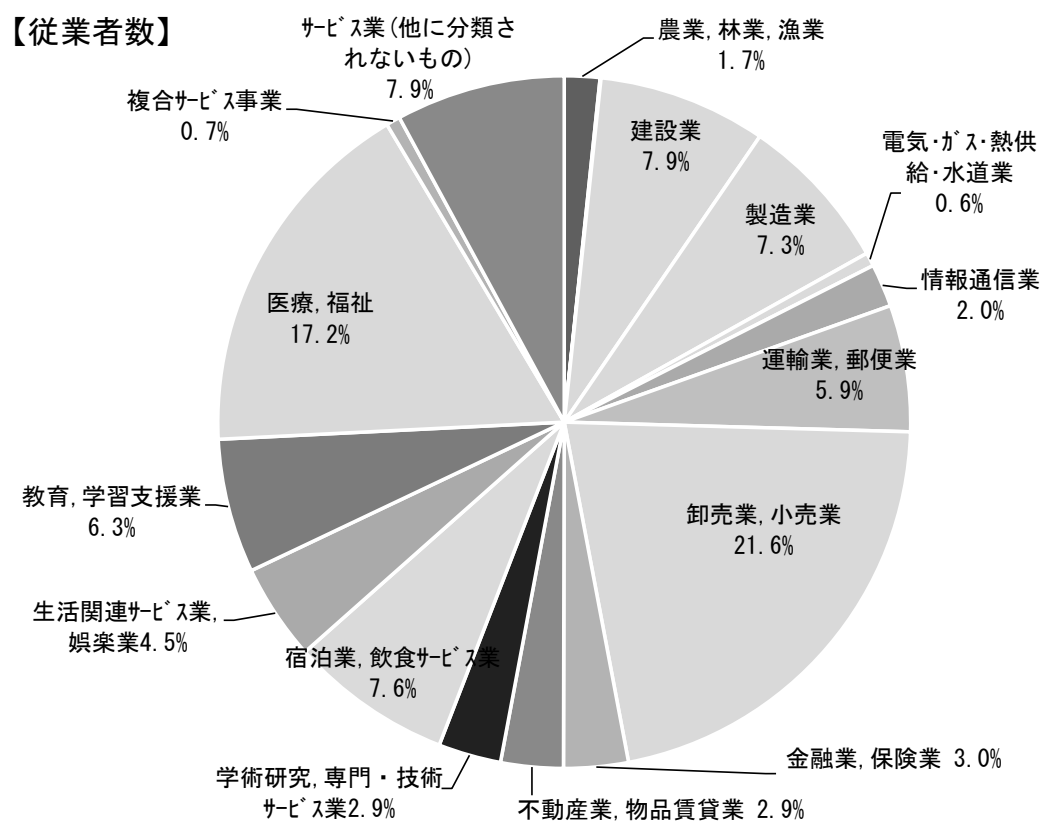
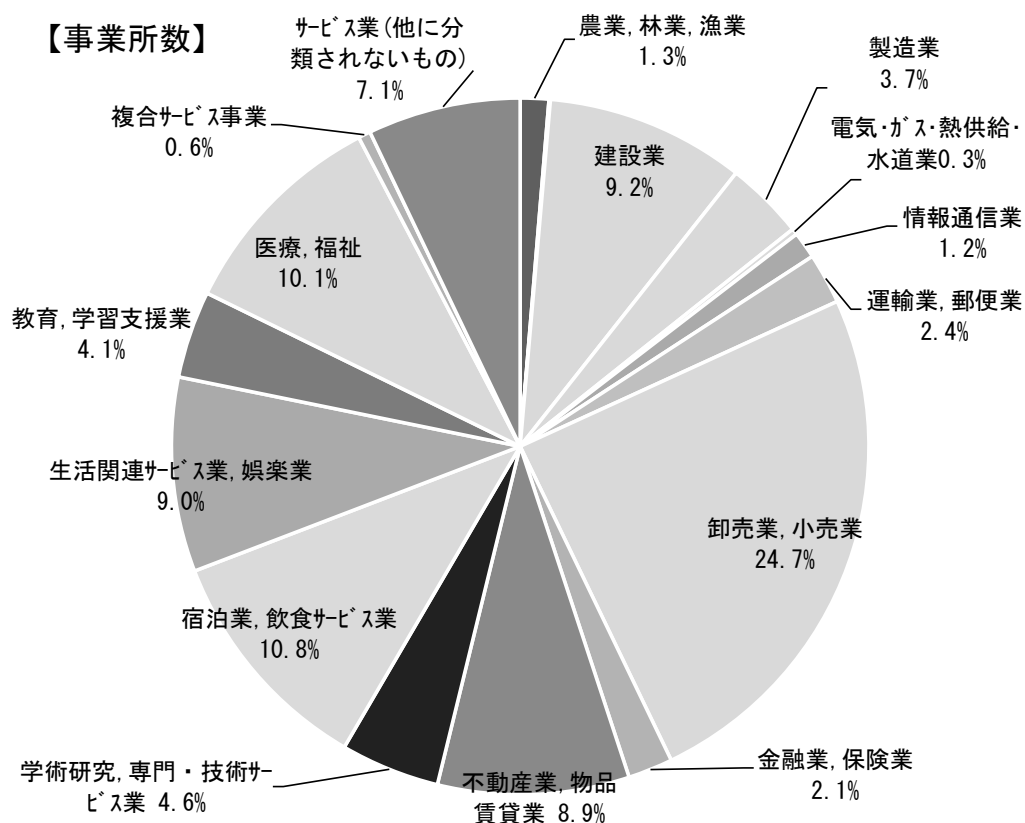
産業別	分類	H24		H28		R3	
		事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
第1次産業	農業, 林業, 漁業	223	3,180	211	2,937	277	3,595
第2次産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	23	141	14	85	14	95
	建設業	1,991	18,222	1,966	17,186	1,937	17,058
	製造業	849	17,549	853	17,256	765	15,951
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	18	891	22	870	60	1,374
	情報通信業	235	4,664	245	4,440	261	4,369
	運輸業, 郵便業	522	14,646	522	14,161	493	12,826
	卸売業, 小売業	5,728	47,489	5,702	48,494	5,175	46,865
	金融業, 保険業	465	6,770	446	6,595	435	6,539
	不動産業, 物品賃貸業	1,987	5,793	1,890	5,780	1,860	6,330
	学術研究, 専門・技術サービス業	847	5,305	888	5,829	963	6,358
	宿泊業, 飲食サービス業	2,624	19,055	2,670	18,531	2,255	16,458
	生活関連サービス業, 娯楽業	2,013	9,471	2,025	9,928	1,891	9,758
	教育, 学習支援業	588	9,300	629	7,064	849	13,606
	医療, 福祉	1,610	25,967	1,921	31,120	2,115	37,443
	複合サービス事業	132	1,346	137	1,668	119	1,420
	サービス業(他に分類されないもの)	1,374	17,218	1,395	15,871	1,485	17,149
合計		21,229	207,007	21,536	207,815	20,954	217,194

出典：経済センサス（平成 24、28、令和 3 年）



出典：経済センサス（平成 24、28、令和 3 年）

図 2-4 事業所数（本圏域）



出典：経済センサス（平成 24, 28、令和 3 年）

図 2-5 事業所数及び従業者数（本圏域：令和 3 年）

第3章 ごみ処理の現状及び課題

3.1 ごみの分別区分

構成市町におけるごみ分別区分を表 3-1 及び表 3-2 に示します。

構成市町での収集ごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物に大別されますが、ごみ種類ごとの内容は構成市町で異なります。

表 3-1 ごみの分別区分 (1/2)

	盛岡市 盛岡地域	盛岡市 都南地域	盛岡市 玉山地域	八幡平市	滝沢市
生ごみ	可燃※	生ごみ※1	可燃	可燃	可燃
容器					
ビニールごみ					
枝・草					
貝殻					
紙くず					
プラスチック類	不燃	可燃	可燃	可燃	可燃
紙箱	資源	資源	資源	資源	可燃
紙袋	(紙容器)	(紙容器)	(紙容器)	(古紙)	
発泡スチロール (有色)	資源 (プラ)	資源 (プラ)	資源 (プラ)	可燃	可燃＋拠点回収
発泡スチロール (白色)				資源 (トレイ)	
陶器類	不燃粗大	不燃	不燃、粗大	不燃	
傘					不燃粗大
ガラス					可燃
化粧びん					
飲料びん	資源 (びん)	資源 (びん)	資源 (びん)	資源 (びん)	資源 (ガラス)
カセットボンベ	資源(その他)	資源(缶)	危険有害	危険有害	資源 (金属)
一斗缶	不燃粗大	不燃	不燃	不燃	
飲料缶	資源(缶)	資源(缶)	資源(缶)	資源(缶)	
スプレー缶	資源(その他)		危険有害	危険有害	
鍋・やかん	不燃	不燃	不燃、粗大	不燃	
ストーブ				直接搬入	中型
自転車	粗大	粗大			
ペットボトル	資源 (ペット)	資源 (ペット)	資源 (ペット)	資源 (ペット)	資源 (ペット)
容器包装プラスチック	資源	資源	資源	可燃	可燃＋拠点回収
有色トレイ	(プラ)	(プラ)	(プラ)		
白色トレイ	資源 (プラ)		資源(トレイ)	資源(トレイ)	
紙パック	拠点回収	資源(パック)	資源(パック)	資源(パック)	
新聞	資源	資源	資源	資源	資源 (古紙)
雑誌	(古紙)	(古紙)	(古紙)	(古紙)	
段ボール	可燃	資源(古紙)	可燃	可燃＋拠点回収	資源(古紙)
古布		可燃	粗大	可燃	中型
布団・毛布		拠点回収	拠点回収	拠点回収	
小型家電	粗大	粗大	粗大	不燃	
大型家電					
蛍光灯	拠点回収	危険有害	危険有害		
乾電池					

※1：一部地域で実施

表 3-2 ごみの分別区分 (2/2)

	雫石町	葛巻町	岩手町	紫波町	矢巾町
生ごみ	可燃	生ごみ※1	可燃	生ごみ※1	生ごみ※1
容器		可燃		可燃	
ビニールごみ					
枝・草					
貝殻					
紙くず					
プラスチック類	可燃	可燃※2	可燃	可燃	可燃
紙箱	資源	資源	資源	資源	資源
紙袋	(紙容器)	(紙容器)	(紙容器)	(紙容器)	(紙容器)
発泡スチロール	可燃	可燃	可燃	資源 (プラ)	資源 (プラ)
(有色)		資源 (発泡)			
発泡スチロール					
(白色)					
陶器類	中型ごみ	不燃粗大	不燃	不燃	不燃
傘					
ガラス					
化粧びん	可燃	資源 (びん)	資源 (びん)	資源 (びん)	資源 (びん)
飲料びん	資源 (びん)	(びん)			
カセットボンベ	資源 (缶)	資源 (缶)	危険有害	資源 (缶)	資源 (缶)
一斗缶			不燃	不燃粗大	不燃粗大
飲料缶			資源 (缶)	資源 (缶)	資源 (缶)
スプレー缶			危険有害		
鍋・やかん	粗大	不燃	不燃	不燃	不燃
ストーブ			粗大		
自転車					
ペットボトル	資源 (ペット)	資源 (ペット)	資源 (ペット)	資源 (ペット)	資源 (ペット)
容器包装プラスチック	資源 (プラ)	資源 (プラ)	可燃	資源 (プラ)	資源 (プラ)
有色トレイ					
白色トレイ		資源 (発泡)	資源 (トレイ)		
紙パック	資源 (パック)	資源 (パック)	資源 (パック)	資源 (パック)	資源 (パック)
新聞	資源 (古紙)	資源 (古紙)	資源 (古紙)	資源 (古紙)	資源 (古紙)
雑誌					
段ボール					
古布	拠点回収	可燃	可燃	資源 (古紙)	資源 (古紙)
布団・毛布	中型		粗大	可燃	可燃
小型家電	拠点回収	不燃＋拠点回収	拠点回収	拠点回収	拠点回収
大型家電	粗大	粗大	粗大	粗大	粗大
蛍光灯	危険有害	粗大	危険有害	危険有害	危険有害
乾電池					

※1：一部地域で実施

※2：幅・長さ・高さが 30 cm以上のプラスチック類は不燃ごみ

3.2 ごみ処理体制

(1) 収集体制

構成市町及び一部事務組合では、それぞれで収集・運搬していますが、表 3-3 に示すとおり、盛岡市（盛岡地域）の一部のみ直営しており、その他の地域では委託収集しています。

表 3-3 ごみ収集・運搬体制

構成市町	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源物
盛岡市(盛岡地域)	盛岡市 (直営・委託)	盛岡市（委託）		盛岡市 (直営・委託)
盛岡市（都南地域）	盛岡・紫波地区環境施設組合（委託）			
盛岡市（玉山地域）	盛岡市（委託）			
八幡平市	八幡平市（委託）			
滝沢市	滝沢・雫石環境組合（委託）			
雫石町	雫石町（委託）			
葛巻町	葛巻町（委託）			
岩手町	岩手町（委託）			
紫波町	盛岡・紫波地区環境施設組合（委託）			
矢巾町	盛岡・紫波地区環境施設組合（委託）			

(2) 処理体制

構成市町及び一部事務組合では、表 3-4 に示すとおり、それぞれでごみを処理・処分し、また資源化しています。

表 3-4 ごみ処理・処分の体制

構成市町	焼却処理	資源化处理	最終処分	その他
盛岡市(盛岡地域)	盛岡市			
盛岡市（都南地域）	盛岡・紫波地区環境施設組合			熔融によりスラグ回収 生ごみ資源化あり
盛岡市（玉山地域）	岩手・玉山環境組合		盛岡市	
八幡平市	八幡平市			
滝沢市	滝沢・雫石環境組合			熔融によりスラグ回収
雫石町				
葛巻町	葛巻町			生ごみ資源化あり
岩手町	岩手・玉山環境組合		岩手町	
紫波町	盛岡・紫波地区環境施設組合			熔融によりスラグ回収 生ごみ資源化あり
矢巾町				

(3) 施設概要

本圏域における各ごみ処理施設の施設概要を表 3-5 及び表 3-6 に示します。

ごみ焼却施設、破碎選別施設及び資源化施設ともに老朽化が進んでいます。

表 3-5 ごみ焼却施設の施設概要

施設名称	盛岡市 クリーンセンター	八幡平市 清掃センター	滝沢 清掃センター	葛巻町 清掃センター	岩手・玉山 清掃事務所	盛岡・紫波地区 環境施設組合 清掃センター
事業主体	盛岡市	八幡平市	滝沢・雫石 環境組合	葛巻町	岩手・玉山 環境組合	盛岡・紫波地区 環境施設組合
対象自治体	盛岡市 (盛岡地域)	八幡平市	滝沢市 雫石町	葛巻町	盛岡市 (玉山地域) 岩手町	盛岡市 (都南地域) 紫波町 矢巾町
処理能力	405t/24h	50t/8h	100t/24h	10t/8h	28t/8h	160t/24h
竣工	H10.3	H10.3	H14.9	H5.10	H9.3	H15.3
処理方式	ストーカ式	ストーカ式	シャフト炉式	ストーカ式	ストーカ式	シャフト炉式
発電	1,500kW	—	1,200kW	—	—	1,990kW
経過年数	25年	25年	21年	30年	26年	20年

注) 経過年数は令和5年10月時点

表 3-6 破碎選別、資源化施設の施設概要

施設名称	盛岡市 リサイクルセンター	八幡平市 清掃センター	滝沢 清掃センター	雫石 清掃センター	葛巻町 リサイクルセンター	岩手・玉山 清掃事務所	盛岡・紫波地区環境施設組合 清掃センター
事業主体	盛岡市	八幡平市	滝沢市	雫石町	葛巻町	岩手・玉山 環境組合	盛岡・紫波地区環境施設組合
対象自治体	盛岡市 (盛岡地域)	八幡平市	滝沢市	雫石町	葛巻町	盛岡市 (玉山地域) 岩手町	盛岡市(都南地域) 紫波町 矢巾町
処理能力	破碎選別 60t/5h 資源化 28t/5h	破碎選別 15t/5h	破碎選別 6t/5h 資源化 13.7t/5h	資源化 12t/5h	破碎選別 0.5t/5h 資源化 0.5t/5h	破碎選別 8t/5h 資源化 2.8t/5h	破碎選別：3t/5h 資源化：20t/5h 容器包装紙：12t/5h 容器包装プラ：18t/5h
竣工	破碎選別 S54.3 資源化 H4.9	H10.3	破碎選別 H14.9 資源化 H24.8	H7.3	H元.4	破碎選別 H9.3 資源化 H12.3	破碎選別 H15.3 資源化 H2.3 容器包装 H22.7
経過年数	破碎選別 44年 資源化 31年	25年	破碎選別 21年 資源化 11年	28年	34年	破碎選別 26年 資源化 23年	破碎選別：20年 資源化：33年 容器包装：13年

注) 経過年数は令和5年10月時点

3.3 ごみ排出量及び処理量の推移

(1) ごみ排出量の推移

本圏域における過去5年間でのごみ排出量の推移を表3-7及び図3-1に示します。

家庭ごみは、令和2年度まで増加傾向であり、令和3年度以降は減少傾向に転じていますが、事業系ごみは過去5年間減少傾向です。

家庭ごみ及び事業系ごみを合計したごみ排出量は、過去5年間減少傾向で推移しており、平成30年度のごみ排出量165,093tに対し、令和4年度のごみ排出量は153,157tであり、11,936t（約7.2%）減少しています。

また一人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源物を除く）は、過去5年間、概ね横ばいで推移しています。

表 3-7 ごみ排出量の推移

項目	単位	H30	R1	R2	R3	R4
ごみ排出量	t/年	165,093	164,254	159,931	156,550	153,157
家庭ごみ	t/年	103,258	103,724	105,669	102,877	100,223
可燃ごみ	t/年	78,214	78,733	79,330	77,314	75,815
不燃ごみ	t/年	5,810	5,917	6,477	5,866	5,384
粗大ごみ・中型ごみ	t/年	1,704	1,940	2,184	2,131	2,035
資源物	t/年	17,530	17,134	17,678	17,566	16,989
事業系ごみ	t/年	61,835	60,530	54,262	53,673	52,934
可燃ごみ	t/年	55,753	54,763	49,063	48,759	48,336
不燃ごみ	t/年	4,165	3,451	3,129	2,901	2,612
粗大ごみ・中型ごみ	t/年	528	518	590	541	561
資源物	t/年	1,389	1,798	1,480	1,472	1,425
一人1日当たりの家庭ごみ排出量 （資源物を除く）	g/人日	502	509	521	508	500

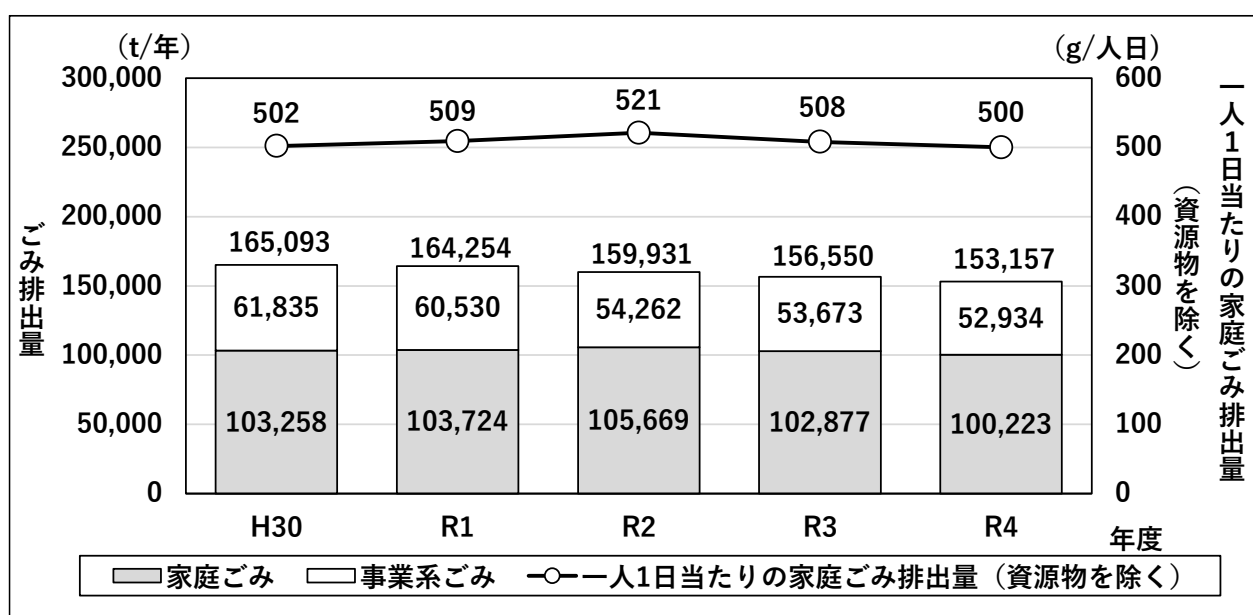


図 3-1 ごみ排出量の推移

(2) ごみ処理量の推移

① 焼却処理量

本圏域における焼却処理量での過去 5 年間の推移を表 3-8 及び図 3-2 に示します。

本圏域での焼却処理量は、過去 5 年間減少傾向で推移しており、平成 30 年度の 145,850t に対し、令和 4 年度は 135,634t となり 10,216t (約 7.0%) 減少しています。

表 3-8 焼却処理量の推移

(t/年)					
項目	H30	R1	R2	R3	R4
焼却処理量	145,850	144,732	140,853	137,503	135,634
盛岡市（盛岡地域）	72,234	71,244	67,150	66,703	65,216
八幡平市	8,885	9,072	8,811	8,771	8,745
滝沢・雫石環境組合	23,701	22,898	23,792	23,273	23,513
葛巻町	1,080	1,100	1,036	1,049	1,005
岩手・玉山環境組合	6,016	6,221	6,456	6,303	6,191
盛岡・紫波地区環境施設組合	33,934	34,197	33,608	31,404	30,964

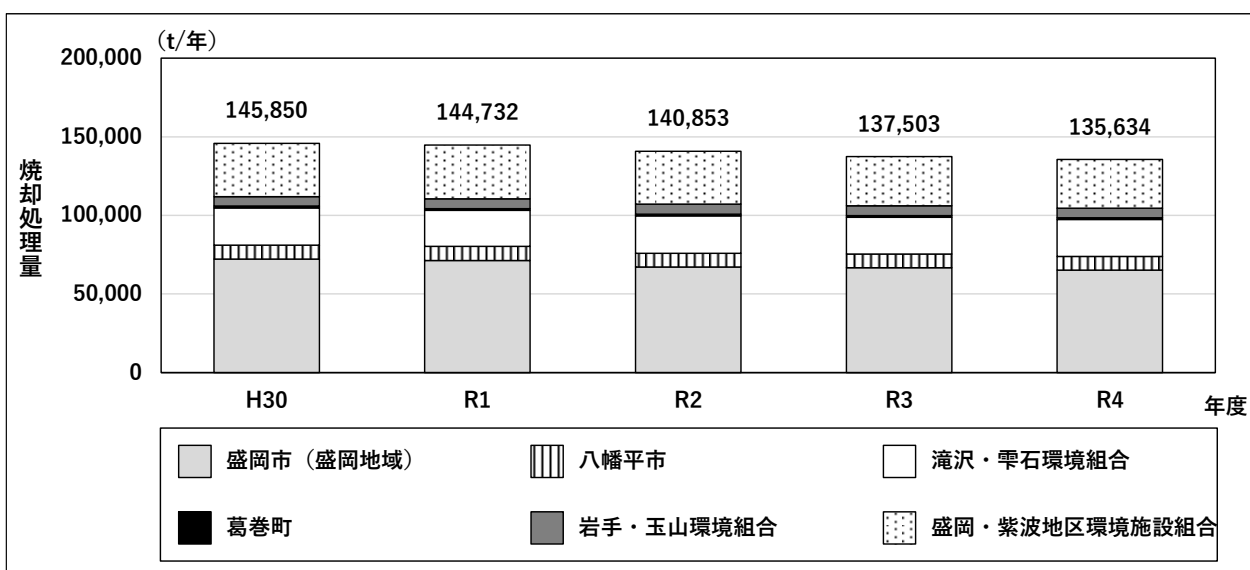


図 3-2 焼却処理量の推移

② 焼却処理以外の中間処理量

本圏域における焼却処理以外の中間処理量（不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物）での過去 5 年間の推移を表 3-9 及び図 3-3 に示します。

本圏域における焼却処理以外の中間処理量は、過去 5 年間減少傾向で推移しており、平成 30 年度の 26,609t に対し、令和 4 年度は 24,248t となり 2,361t（約 8.9%）減少しています。

表 3-9 焼却処理以外における中間処理量の推移

	(t/年)				
項目	H30	R1	R2	R3	R4
焼却処理以外の中間処理量	26,609	26,216	26,587	25,547	24,248
盛岡市（盛岡地域）	10,407	10,150	9,917	9,454	8,900
八幡平市	1,446	1,458	1,559	1,489	1,437
滝沢・雫石環境組合	2,671	2,612	2,690	2,591	2,497
葛巻町	643	608	620	589	565
岩手・玉山環境組合	1,174	1,110	1,135	1,156	1,099
盛岡・紫波地区環境施設組合	10,268	10,278	10,666	10,268	9,750

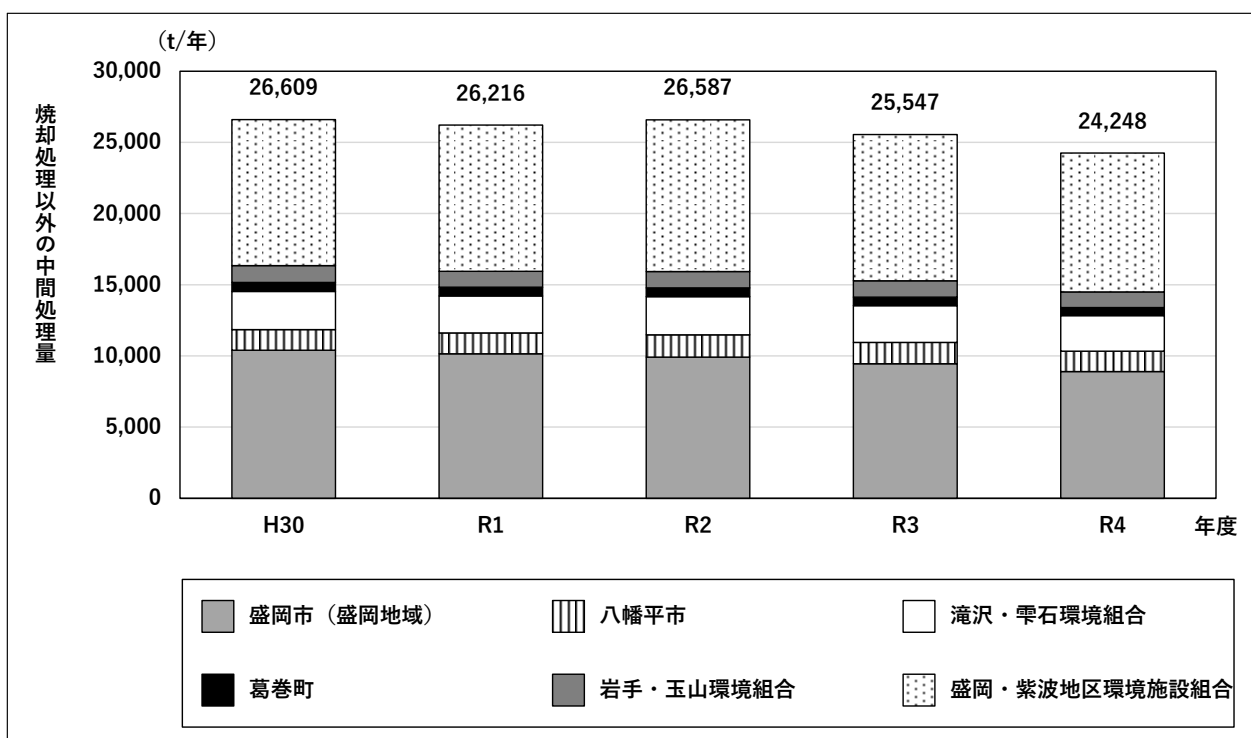


図 3-3 焼却処理以外における中間処理量の推移

③ 最終処分量

本圏域における焼却灰（飛灰を含む。以下同じ。）や不燃物などの最終処分量での過去5年間の推移を表 3-10 及び図 3-4 に示します。

本圏域における最終処分量は、過去5年間減少傾向で推移しており、平成30年度の17,259t に対し、令和4年度は15,551t となり1,708t（約9.9%）減少しています。

表 3-10 最終処分量の推移

(t/年)					
項目	H30	R1	R2	R3	R4
最終処分量	17,259	17,225	16,274	15,912	15,551
盛岡市（盛岡地域）	11,474	11,158	10,209	9,910	9,704
八幡平市	1,469	1,478	1,529	1,505	1,433
滝沢・雫石環境組合	840	828	887	891	825
葛巻町	400	446	451	463	455
岩手・玉山環境組合	877	884	938	1,016	983
盛岡・紫波地区環境施設組合	2,199	2,431	2,260	2,127	2,151

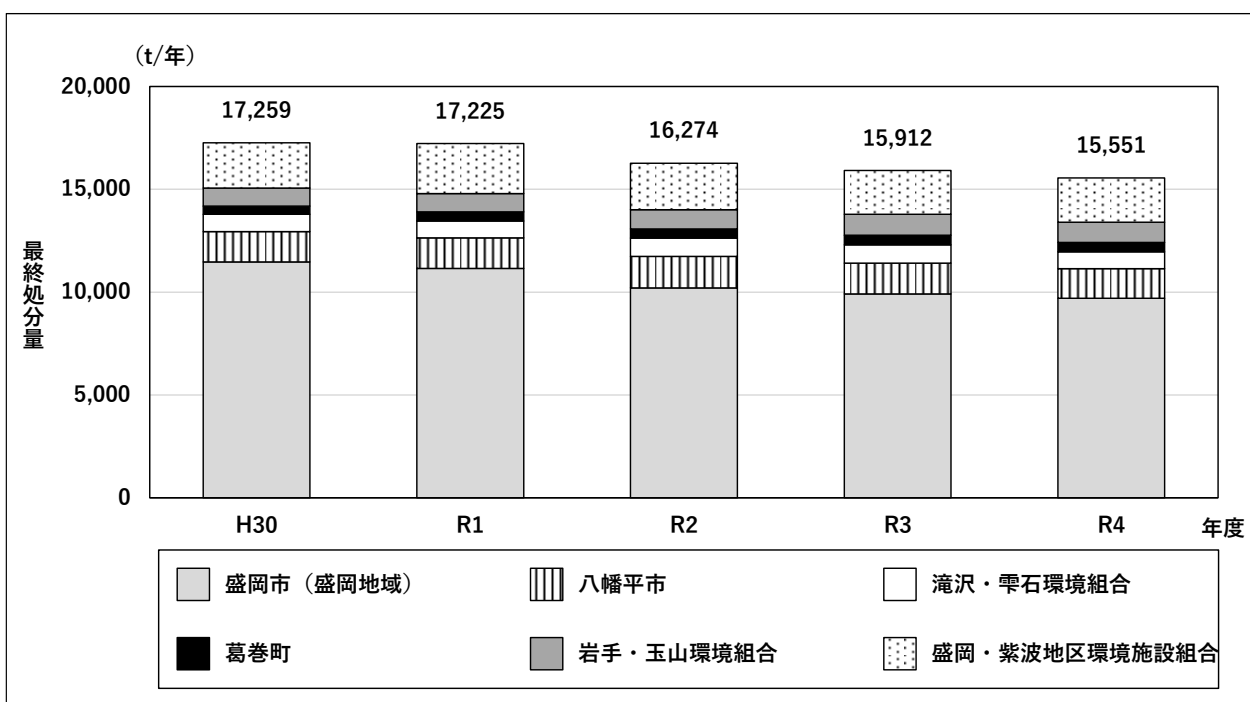


図 3-4 最終処分量の推移

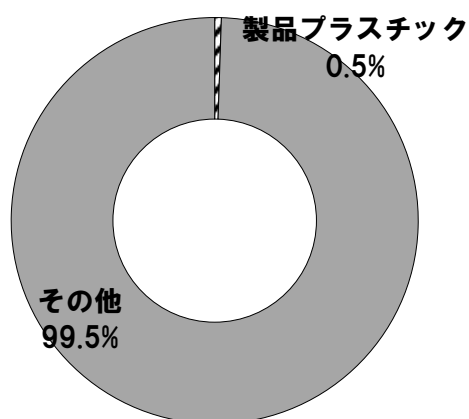
3.4 可燃ごみに含まれるプラスチック等の割合

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、プラスチック類の資源循環を推進するため、構成市町では、製品プラスチック及び容器包装プラスチックの分別収集に取り組んでいます。

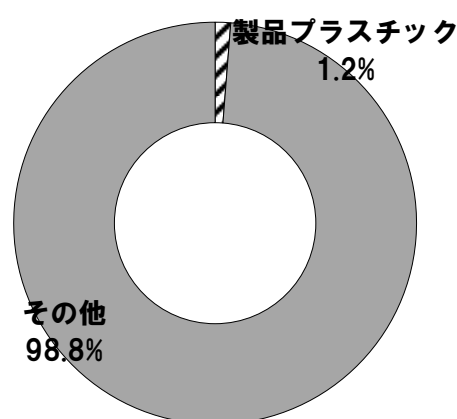
構成市町（盛岡地域以外）における可燃ごみに含まれる製品プラスチックの割合（一部は容器包装プラスチックを含む。）を図 3-5 及び図 3-6 に示します。また、盛岡地域における不燃ごみ及び粗大ごみを処理した後に含まれる可燃物中の硬質プラスチックの割合を図 3-7 に示します。

構成市町（盛岡地域以外）では、可燃ごみ中に 0.5%から 2.4%の製品プラスチックが含まれます。また、盛岡地域では、不燃ごみ及び粗大ごみを処理した後の可燃物に、硬質プラスチックが 16.9%含まれます。

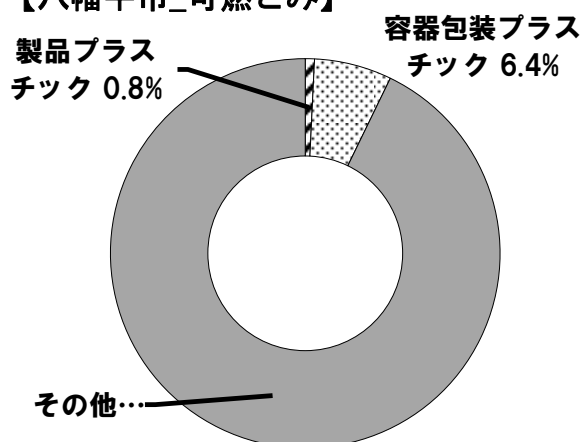
【盛岡市(都南地域)_可燃ごみ】



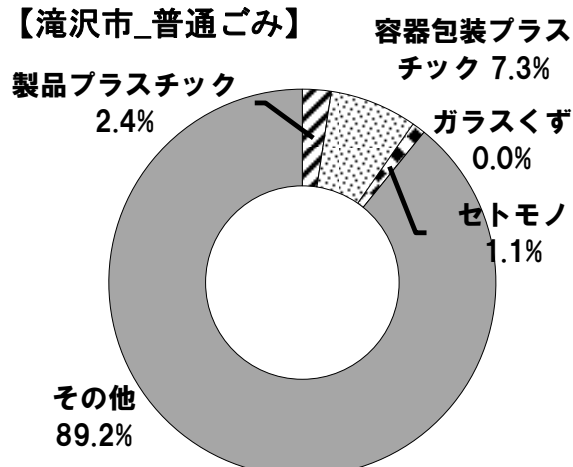
【盛岡市(玉山地域)_可燃ごみ】



【八幡平市_可燃ごみ】

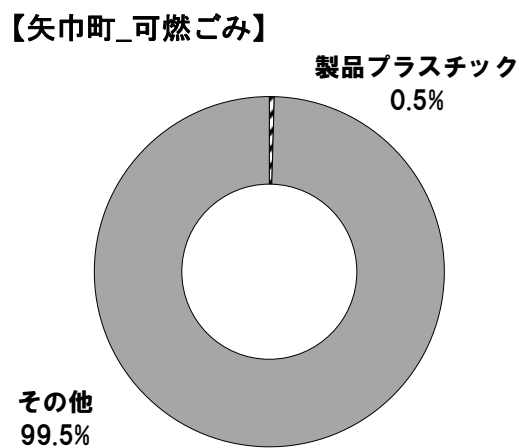
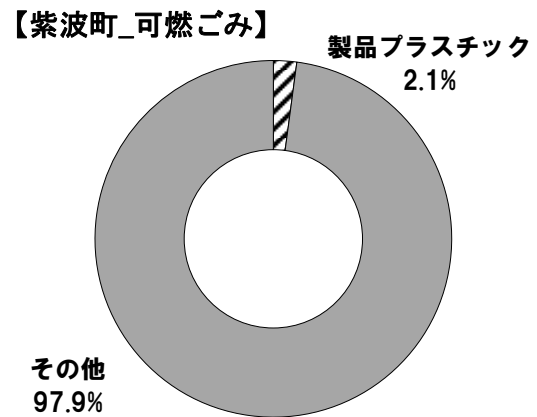
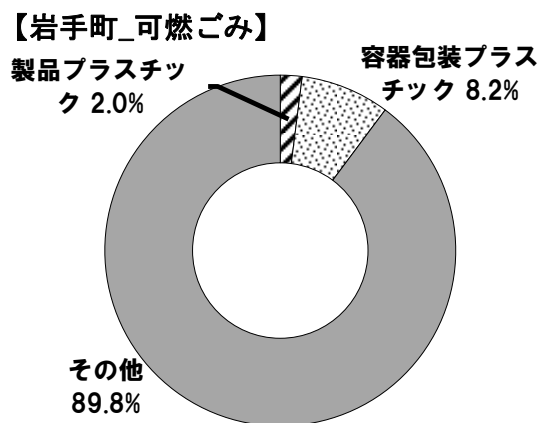
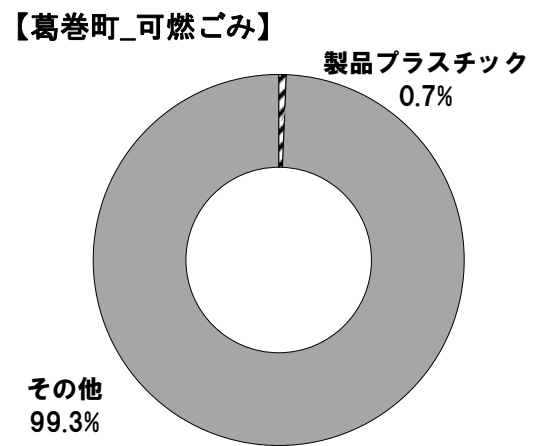
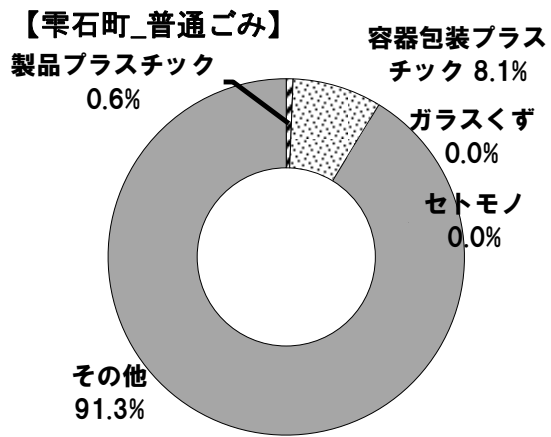


【滝沢市_普通ごみ】



出典) プラスチック組成調査結果 令和5年度実施

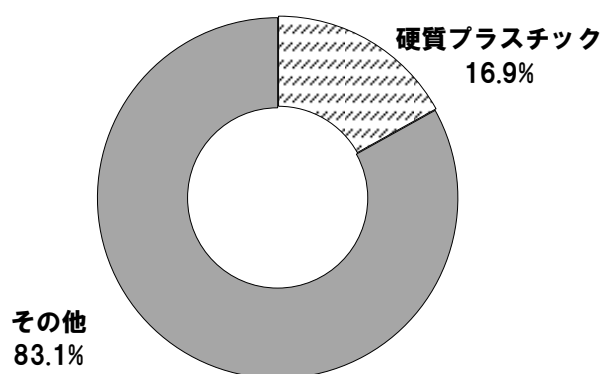
図 3-5 可燃ごみに含まれるプラスチック類の割合 (1/2)



出典：プラスチック組成調査結果 令和5年度実施、岩手町は「令和4年度プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業 令和5年6月 環境省 環境再生・資源循環局、総務課 リサイクル推進室」の調査結果

図 3-6 可燃ごみに含まれるプラスチック類の割合 (2/2)

【盛岡市（盛岡地域）_破碎処理後の可燃物】



出典：プラスチック組成調査結果 令和5年度実施

図 3-7 盛岡市（盛岡地域）での破碎処理後の可燃物に含まれる硬質プラスチックの割合

3.5 ごみ処理経費の推移

本圏域におけるごみ処理に係る経費の推移を図 3-8 に示します。

ごみ処理に係る経費は、平成 24 年度から令和 3 年度にかけて、5,730 百万円から 9,299 百万円の間で推移しています。

建設・改良費は、平成 29 年度に 1,802 百万円、平成 30 年度に 3,158 百万円の費用が生じていますが、これは同期間中に、八幡平市及び盛岡・紫波地区環境施設組合が基幹的設備改良工事を実施したことによる費用となっています。

また、処理及び維持管理費は、5,228 百万円から 6,288 百万円の間で推移しており、通年でほぼ横ばいの状況が続いています。

令和 3 年度では、6,884 百万円かかっており、その内訳としては、建設・改良費 483 百万円、処理及び維持管理費 6,288 百万円、その他 113 百万円となっています。

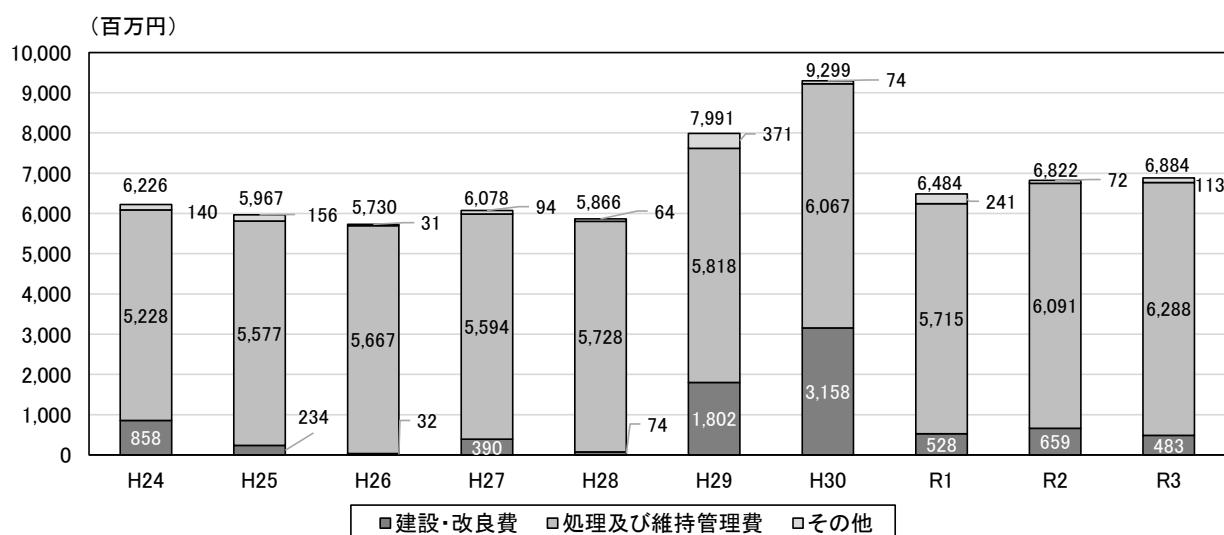


図 3-8 本圏域のごみ処理に係る経費

3.6 国及び岩手県の動向

(1) 国の計画及び法律

国では、平成 30 年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」などの重要な方向性を掲げるとともに、一般廃棄物の減量化や適正処理の推進等に関する新たな目標を設定しました。

その後、平成 31 年 3 月には、人口減少社会で「持続可能なごみの適正処理を続けること」「効率的なエネルギー回収」「施設の耐震化や停電時にも稼働できるなどの災害対策強化」の必要性から、広域化を進めるよう国から改めて「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」の通知が出されました。

また、令和 4 年 4 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。本組合では、「循環型社会形成推進地域計画」を令和 4 年度に策定していることから、循環型社会形成推進交付金制度の交付要件として、構成市町においてプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に取り組むことが必須となっています。

加えて、令和 5 年 6 月には、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間を計画期間とした「廃棄物処理施設整備計画」を閣議決定し、廃棄物処理施設整備事業に係る目標及び概要を定めました。同計画では、従来から取り組んできた 3R の推進、適正処理、災害対策の強化、地域循環共生圏の構築に向けた取組に加え、2050 年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化や循環型社会の実現に向けた資源循環の強化を目指した廃棄物処理施設の整備を推進しています。

(2) 岩手県の計画

岩手県では、令和 3 年 3 月に「第三次岩手県循環型社会形成推進計画」を策定しており、同計画では、「地域循環共生圏を 3 R で支える持続可能ないわて」を基本目標とし、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環が行われている」、「災害に強く持続可能な廃棄物処理体制が確立している」、「廃棄物の適正処理が徹底されている」の 3 つ目指す姿の具体像を掲げています。また、一般廃棄物の排出抑制に関して適切に普及啓発や情報提供、環境学習等を行うこと、適正な中間処理及び最終処分を維持・確保することなどを循環型地域社会の形成に向けた構成市町の役割としています。同計画では、県内を 6 ブロックに分け、本圏域は県央ブロックに指定されています。各ブロック内では、一定以上の耐震性や規模等を有する焼却施設を 1 つに集約して整備し、災害時における稼働体制の確保を図るなど、通常時から災害時まで切れ目ないごみ処理体制を構築するとしています。

一般廃棄物に関する目標としては、一人 1 日当たりのごみ排出量が横ばい傾向であるものの、国における「第四次循環型社会形成推進基本計画」の将来目標を踏まえ、ごみ排出量の削減や循環利用をさらに推進することを基本とし、一人 1 日当たり家庭ごみ排出量を平成 30 年実績の「506g」から令和 7 年度目標として「465g」としています。

3.7 ごみ処理に係る課題

(1) 可燃ごみ焼却施設の課題

構成市町及び一部事務組合で現在稼働している施設は、一番新しい施設でも平成 15 年に稼働と現在までに 20 年が経過しており、古い施設においては 30 年経過と老朽化が著しい状況にあること、人口減少に伴い更に効率的なごみ処理が求められることなどから、ごみ処理の広域化により施設を集約し整備していく必要があります。

また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、プラスチック製容器包装に加え、製品プラスチックも新たに分別収集する必要があることも考慮しながら整備計画を進める必要があります。

(2) 中継施設の課題

本組合では、現在稼働している構成市町及び一部事務組合における可燃ごみ焼却施設の機能を集約することになることから、可燃ごみの収集範囲が広がります。現状の収集方法では、収集車両 1 台で運搬できるごみ量が限られており、運搬費用もかかることから、効率的に可燃ごみを収集するためにも状況に応じて中継施設を整備することが必要となります。

(3) 破碎選別、資源化处理施設の課題

破碎選別及び資源化处理施設においては、可燃ごみ焼却施設と同様に構成市町及び一部事務組合で稼働している各施設の老朽化が著しく、また、新ごみ焼却施設の稼働に伴い、破碎施設が付帯する既設ごみ焼却施設が廃止となる一部事務組合もあるため、構成市町と連携を図りながら、破碎選別及び資源化处理施設の更新又は新設を検討する必要があります。

さらに、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を考慮し、構成市町と連携を図りながら、プラスチックの分別・資源化のための施設を整備する必要があります。

(4) 最終処分場の課題

最終処分場においては、構成市町及び一部事務組合が所有している 7 つの施設の残余年数は 3 年から 17 年となっていることから、構成市町及び一部事務組合と連携を図り、今後の方向性を検討していく必要があります。

さらに、本組合では、新ごみ焼却施設から発生する焼却灰について、資源化等の扱いを検討していく必要があります。

第4章 ごみ処理基本計画

4.1 基本理念及び基本方針

本計画における基本理念及び基本方針は、構成市町における一般廃棄物処理基本計画を参考に、次のとおりとします。

【基本理念】

広域化によるごみの適正処理を推進し、循環型社会の構築と脱炭素社会の実現に貢献します。

本組合では、構成市町と連携を図り、ごみの減量に努めた上で、排出されるごみの適正処理を実施します。

また、ごみの適正処理に当たっては、環境負荷の少ない循環型社会の構築並びに脱炭素社会の実現に貢献できる施設を整備します。

基本方針 1 環境負荷の低減やカーボンニュートラルの実現を目指した

ごみ焼却施設の整備を推進します。

本組合では、環境負荷の低減を図り、2050年カーボンニュートラルの実現を目指したごみ焼却施設を整備します。

基本方針 2 ごみ処理以外の付加価値を備えたごみ焼却施設の整備を推進します。

本組合では、将来を担う子どもたちを念頭に、幅広い世代に対する環境教育を充実させたごみ焼却施設を整備します。

また、本組合では、災害対応に優れたごみ焼却施設を整備します。

4.2 将来人口の推移

本圏域における将来人口の推移を表 4-1 及び図 4-1 に示します。

本圏域における将来人口は、年々減少していき、令和 6 年では 452,473 人に対し、令和 15 年では 424,661 人となり、約 6.2%減少していく推計となっています。

表 4-1 将来人口の推移

(人)										
項目	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
総人口	452,473	449,697	446,869	444,024	441,111	438,290	435,159	431,673	428,178	424,661
盛岡市	283,547	281,820	279,804	277,788	275,772	273,756	271,739	269,483	267,227	264,971
八幡平市	23,188	23,000	22,812	22,624	22,437	22,249	22,061	21,873	21,685	21,498
滝沢市	55,051	54,977	54,822	54,667	54,511	54,356	54,201	53,969	53,736	53,504
雫石町	14,971	14,636	14,393	14,150	13,908	13,665	13,422	13,182	12,942	12,702
葛巻町	5,344	5,237	5,135	5,035	4,935	4,835	4,735	4,639	4,543	4,447
岩手町	11,533	11,240	10,952	10,662	10,376	10,104	9,841	9,572	9,308	9,027
紫波町	31,581	31,296	31,192	31,088	30,984	30,880	30,776	30,644	30,512	30,380
矢巾町	27,258	27,491	27,759	28,010	28,188	28,445	28,384	28,311	28,225	28,132

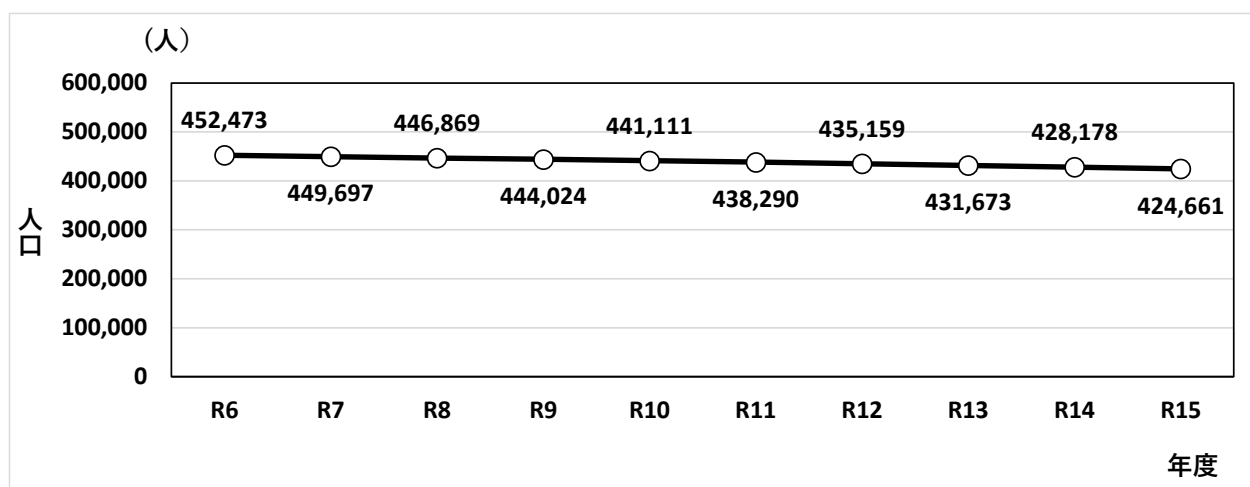


図 4-1 将来人口の推移

4.3 ごみ排出量及び処理量の見込み

(1) 将来ごみ排出量の推移

① 計画目標年次における推計値

将来ごみ排出量の推計値は、現在の盛岡市盛岡地域の施設における「一般廃棄物処理施設における受入基準」を基本として、構成市町策定の一般廃棄物処理基本計画での「減量化目標を達成した場合」の数値を使用します。

また、製品プラスチック及び容器包装プラスチックの分別収集を考慮する必要があります。そのため、本圏域における将来ごみ排出量は、可燃ごみの中に含まれる製品プラスチック及び容器包装プラスチックの量を除外します。

本計画におけるごみ排出量の推計値は、表 4-2 に示すとおり、令和 15 年度（計画期間終了年度）において、可燃ごみでは令和 4 年度比「12.5%減」、ごみ排出量（資源物含む。）では令和 4 年度比「9.2%減」となります。

本組合では、この推計値の達成に向け、今後も構成市町と連携を図り、ごみの減量・リサイクルを推進していきます。

表 4-2 計画目標年次における推計値

指標		推計値	
		現状（R4）	⇒ 計画期間終了年度（R15）
ごみ排出量 （資源物含む。）		153,157t	⇒ 139,073t （R4 比：9.2% 減）
	家庭ごみ	100,223t	⇒ 87,437t （R4 比：12.8% 減）
	・1人1日当たりの 排出量（資源を除く）	500g/人/日	⇒ 430g/人/日 （R4 比：14.0% 減）
	事業系ごみ	52,934t	⇒ 51,636t （R4 比：2.5% 減）
可燃ごみ		124,151t	⇒ 108,626t （R4 比：12.5% 減）

※集団回収分を除く。

② 年度ごとの将来ごみ排出量

本圏域における将来ごみ排出量の推移を表 4-3 及び図 4-2、図 4-3 に示します。

表 4-3 将来ごみ排出量の推移

項目	単位	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
ごみ排出量	t/年	156,565	155,312	151,418	150,090	147,979	146,247	144,431	142,900	140,811	139,073
家庭ごみ	t/年	99,443	98,457	96,857	95,829	94,254	92,937	91,583	90,361	88,780	87,437
可燃ごみ	t/年	72,417	71,185	69,940	69,029	67,690	66,557	65,395	64,394	61,407	60,336
不燃ごみ	t/年	5,734	5,689	5,648	5,589	5,484	5,404	5,315	5,238	4,742	4,668
粗大ごみ 中型ごみ	t/年	1,979	1,958	1,935	1,893	1,854	1,822	1,789	1,761	1,734	1,709
資源物	t/年	19,313	19,625	19,334	19,318	19,226	19,154	19,084	18,968	20,897	20,724
事業系ごみ	t/年	57,122	56,855	54,561	54,261	53,725	53,310	52,848	52,539	52,031	51,636
可燃ごみ	t/年	51,549	51,292	51,022	50,740	50,243	49,853	49,424	49,136	48,660	48,290
不燃ごみ	t/年	3,484	3,483	1,767	1,757	1,739	1,726	1,712	1,702	1,682	1,668
粗大ごみ 中型ごみ	t/年	531	530	520	518	508	507	497	494	491	488
資源物	t/年	1,558	1,550	1,252	1,246	1,235	1,224	1,215	1,207	1,198	1,190
一人1日当たり の家庭ごみ排出量 (資源物除く)	g/人日	485	480	475	471	466	461	456	452	434	430

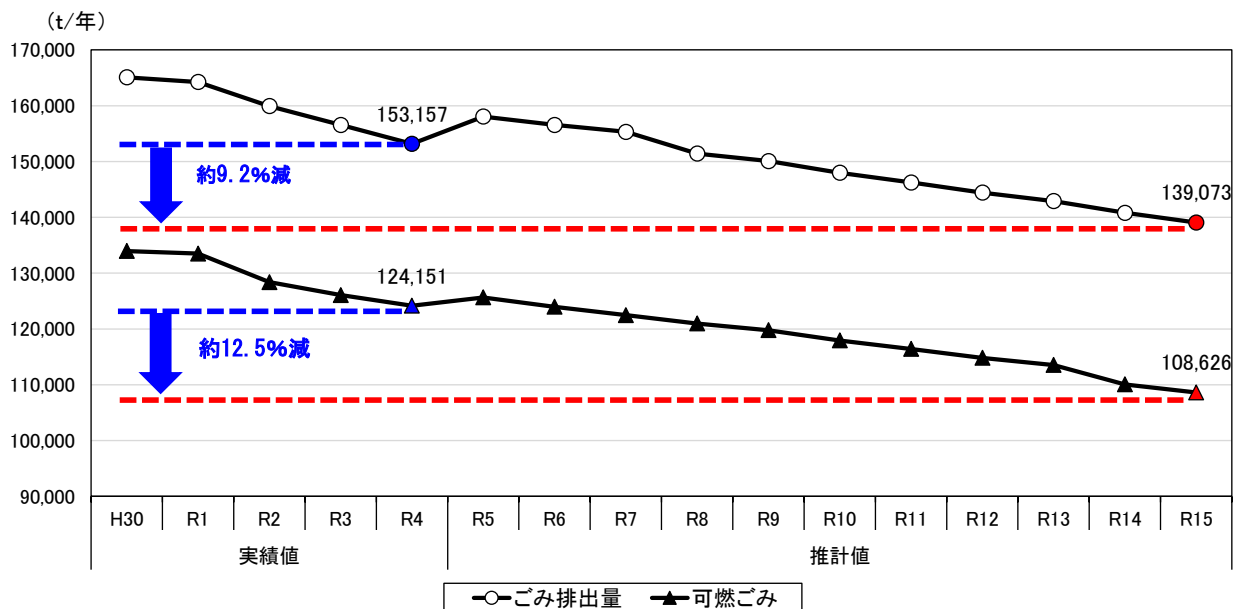


図 4-2 将来ごみ排出量の推移 (ごみ排出量及び可燃ごみ)

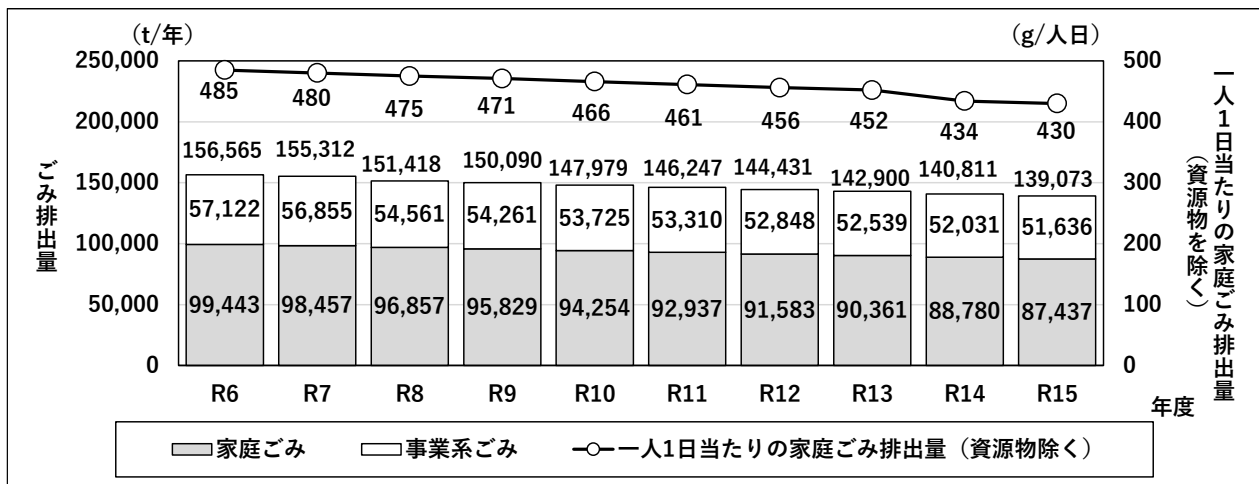


図 4-3 将来ごみ排出量の推移

(2) 将来ごみ処理量の推移

将来ごみ排出量に基づき推計した、本組合における将来ごみ処理量の推移を表 4-4 及び図 4-4 に示します。

新ごみ焼却施設の処理対象物は、可燃ごみ、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクル施設から発生する可燃物とします。

また、可燃ごみでは、製品プラスチック及び容器包装プラスチックの分別を考慮して除外していますが、分別されたプラスチック類は、各リサイクル施設で処理される過程で、一部が可燃物として排出されます。

表 4-4 将来ごみ処理量の推移

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
処理対象物量		131,043	129,552	126,932	125,682	123,764	122,178	120,516	119,167	115,386	113,883
可燃ごみ		123,966	122,477	120,962	119,769	117,933	116,410	114,819	113,530	110,067	108,626
不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクル施設から発生する可燃物		7,077	7,075	5,970	5,913	5,831	5,768	5,697	5,637	5,319	5,257
盛岡市 (盛岡地域)	粗大ごみ処理施設	4,218	4,200	3,147	3,108	3,058	3,017	2,976	2,941	2,401	2,366
	リサイクル施設	129	127	112	111	110	109	108	108	159	157
八幡平市	粗大ごみ処理施設	176	170	165	162	154	150	144	143	142	142
	リサイクル施設	37	40	42	44	47	49	51	50	100	98
滝沢・雫石 環境組合	リサイクル施設	242	240	238	237	235	233	231	230	319	317
葛巻町	粗大ごみ処理施設	15	14	14	13	13	13	12	12	12	12
岩手・玉山 環境組合	粗大ごみ処理施設	59	59	59	58	56	56	55	53	52	51
	リサイクル施設	43	43	44	44	44	44	44	44	90	89
盛岡・紫波地区 環境施設組合	粗大ごみ処理施設	1,018	1,018	1,017	1,009	997	987	974	961	947	935
	リサイクル施設	823	835	848	844	837	832	826	821	826	821
	生ごみ資源化施設	317	329	284	283	280	278	276	274	271	269

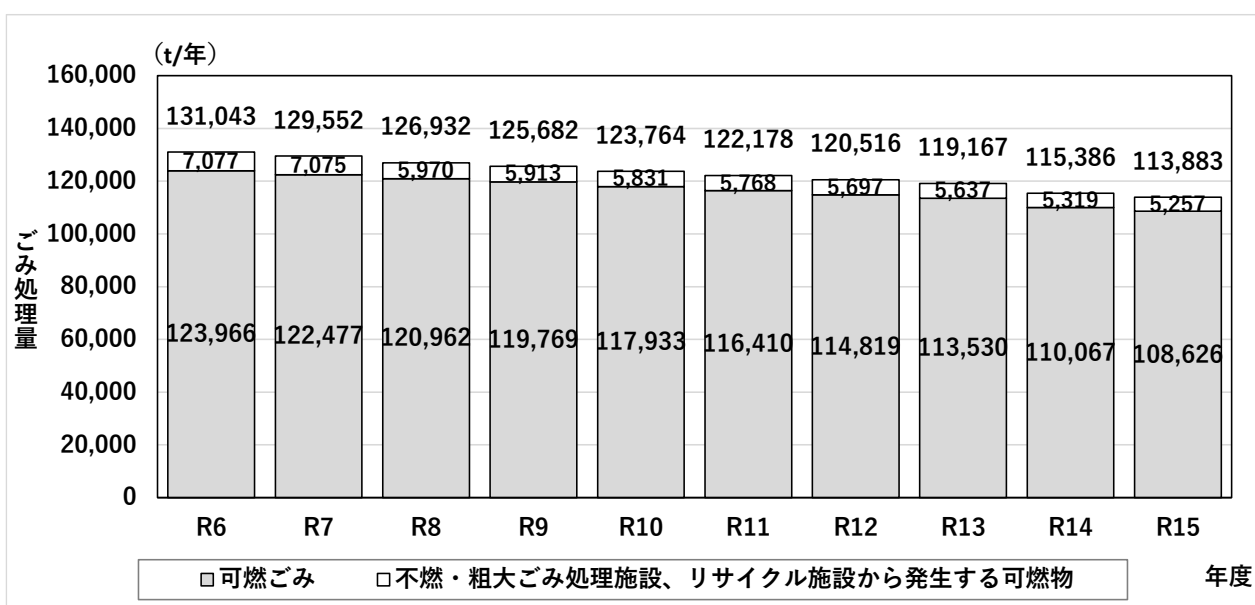


図 4-4 将来ごみ処理量の推移

4.4 ごみ処理フロー

新ごみ焼却施設が稼働する令和 14 年度以降における本組合の将来ごみ処理フローを図 4-5 に示します。

新ごみ焼却施設では、構成市町が搬入する可燃ごみ、中継施設から搬入される可燃ごみ、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクル施設から搬入される可燃物を処理します。

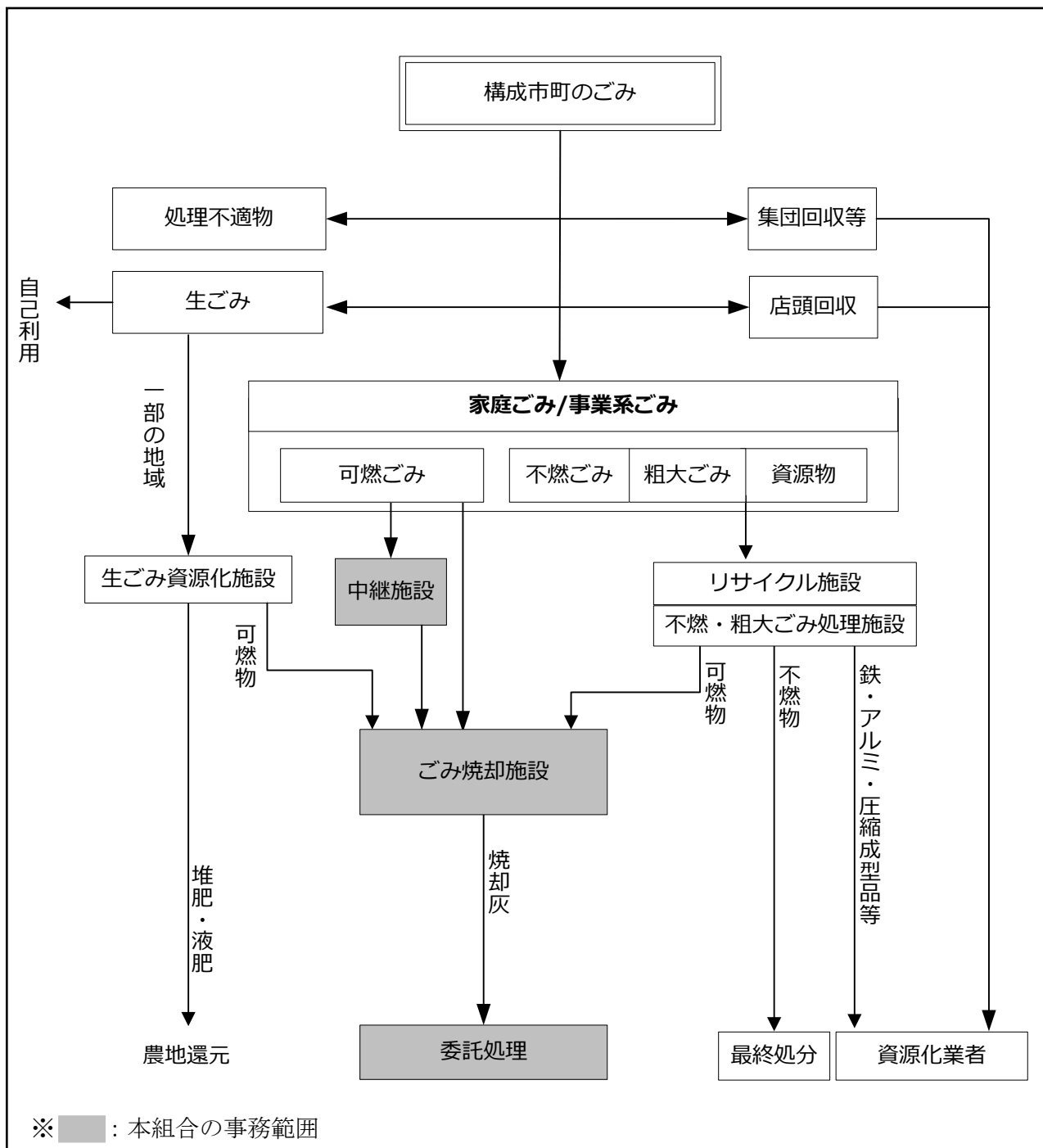


図 4-5 将来のごみ処理フロー（令和 14 年度以降）

4.5 ごみの適正処理に関する基本的事項

(1) 減量化・資源化計画

① リサイクル資源の分別徹底

ごみの分別が徹底されない場合には、資源化が進まないだけでなく、新ごみ焼却施設での適正処理に支障をきたすおそれがあります。本組合では、構成市町と連携し、ごみの分別徹底を呼びかけ、プラスチックを含めたリサイクル資源の分別収集を推進します。

② ごみ処理手数料の設定

本組合では、ごみ排出者に対し、分別徹底等によるごみの減量・リサイクルの推進及び公平な費用負担の観点から処理手数料を徴収していきませんが、今後のごみ処理経費の動向や税制改正及び構成市町をはじめとした他自治体の動向などを踏まえ、構成市町と連携を図り、処理手数料を設定します。

③ 意識啓発・情報提供

ごみの減量・リサイクルの推進は、住民や事業者一人ひとりのレベルにおいて、従来のライフスタイルや経済システムの見直しに向けた意識啓発を行うことが重要です。また、ごみ出しマナーの向上や不法投棄の防止などを目指して積極的な情報提供を行うことも重要です。

本組合では、整備する施設において意識啓発と情報提供の拠点とするほか、構成市町と連携を図り、広報紙やホームページ等を通じて周知活動を推進します。

④ 環境教育・環境学習

本組合では、住民のごみの減量・リサイクルへの関心を高め、取組を行う動機付けを図っていくほか、構成市町等と連携してごみ処理の現状及び課題の広報・周知に努めていきます。

⑤ 家庭ごみ有料化の調査・研究

家庭ごみの有料化は、排出量に応じた負担の公平性を図るとともに、ごみの排出抑制にも資するものとされていますが、住民に新たな負担を求めることになるため、本組合では、構成市町と連携し、有料化の必要性や効果及び住民生活への影響などを調査・研究していきます。

(2) 収集運搬計画

① 収集運搬の事務区分

各種ごみの収集・運搬は、表 4-5 に示す事務区分で対応していきます。

表 4-5 収集・運搬の事務区分

項目	区分	
	本組合	構成市町・一部事務組合
可燃ごみの収集・運搬 (新ごみ焼却施設又は中継施設まで)		●
可燃ごみの中継運搬並びに中継施設の設置、 管理及び運営 (中継施設から新ごみ焼却施設まで)	●	
不燃ごみ、粗大ごみ、資源物の収集・運搬 (各リサイクル施設まで)		●
リサイクル施設から発生する可燃物の運搬 (各リサイクル施設から新ごみ焼却施設まで)		●
新ごみ焼却施設から発生する焼却灰の運搬	●	

② 施設の整備及び運営・維持管理

1) 中継施設

新ごみ焼却施設では、構成市町から排出される可燃ごみ等を広域的に処理するため、現状の運搬距離が長くなる地域が多くなります。そのため、本組合では、可燃ごみを一時的に貯留し、積み替える中継施設を八幡平市及び葛巻町に整備します。

また、本組合では、中継施設から新ごみ焼却施設へ積み替えた可燃ごみを適切に運搬します。

③ 分別区分

本組合及び構成市町では、新たに整備するごみ焼却施設の稼働に併せ、「プラスチック資源循環促進法」に基づき、製品プラスチック及び容器包装プラスチックを分別収集し、資源として回収していきます。なお、収集方法は、国の動向等に基づき、本組合と構成市町で連携し、検討していきます。

(3) 中間処理計画

① 中間処理の事務区分

中間処理は、表 4-6 に示す事務区分で対応していきます。

表 4-6 中間処理の事務区分

項目	区分	
	本組合	構成市町・ 一部事務組合
新たに整備するごみ焼却施設の設置、管理及び運営	●	
既存ごみ処理施設の管理及び運営		●

② 安定した処理体制の確保

本組合では、新たにごみ焼却施設を整備し、圏域から排出される可燃ごみ等を安定的に処理する体制を確保します。

また、災害や事故等、不測の事態に備え、定期的に各種講習や訓練を実施することで、危機管理体制の充実・強化を図り、災害発生時においてもごみの安定的な受入体制の確保に努めます。

③ 施設の整備及び運営・維持管理

1) ごみ焼却施設

本組合で建設予定である新ごみ焼却施設の概要を表 4-7 に示します。

本組合では、新ごみ焼却施設の定期的な補修や点検に努め、施設の適正な運営と維持管理の徹底を図ります。

表 4-7 整備を予定するごみ焼却施設の概要

項目	内容
施設種類	全連続燃焼式
施設規模	438t/日※
処理対象物	可燃ごみ、リサイクル施設等から発生する可燃物、災害廃棄物

※ 本計画の将来ごみ量の推計に基づき現時点で想定される施設規模であり、別途施設整備基本計画の策定を通じて精査していくものです。

2) リサイクル施設

本組合では、構成市町と連携し、不燃ごみ、粗大ごみ、プラスチック類、紙類、びん・缶等の資源物の処理体制を検討していきます。

④ 環境負荷の低減

本組合では、新ごみ焼却施設に係る公害防止基準等の管理徹底に努めます。また、本組合では、購入電気及び燃料使用量の低減、廃棄物エネルギーの活用などにより二酸化炭素排出量の削減に努め、環境負荷の低減を図るとともに、脱炭素社会の実現に寄与していきます。

⑤ 搬入確認の徹底

本組合では、新ごみ焼却施設に直接搬入ごみを搬入する際に、内容物の確認を徹底し、適正に分別されていない場合には、搬入者に対する指導を徹底します。

⑥ 一般廃棄物収集運搬許可業者への指導

本組合では、事業系ごみの搬入確認を徹底し、資源物などの分別不適物が混入している場合、収集運搬業者を指導します。

(4) 最終処分計画

① 最終処分の事務区分

最終処分は、表 4-8 に示す事務区分で対応していきます。

表 4-8 最終処分の事務区分

項目	区分	
	本組合	構成市町・ 一部事務組合
新ごみ焼却施設から発生する焼却灰の委託処理	●	
既存の焼却施設から発生する焼却灰の処分		●
不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクル施設から発生する 不燃物の処分		●
既存最終処分場の管理、運営		●

② 焼却灰の適正処分の推進

本組合では、新ごみ焼却施設での処理に伴い発生する焼却灰について適正に資源化又は埋立による委託処理を行います。

③ 最終処分量の削減

本組合では、構成市町と連携を図りごみの排出抑制、資源化に努めた上、適正に処理することで最終処分量の削減を図り、環境負荷の低減及びごみ処理経費の削減に努めます。

(5) その他計画

① 民間業者との連携強化

本組合では、焼却灰の資源化を検討します。今後も優れたリサイクル技術やリサイクルルートを有する事業者と連携を強化し、経済性、効率性、安全性等を踏まえた上で、効率的な処理・処分体制の構築に努めます。

② 新技術動向の把握

本組合では、ごみの減量化・資源化に対する新技術の導入に積極的に取り組むこととし、今後も技術進歩動向を見極め、より適正なごみ処理技術が開発された場合には、導入可能性を検討します。

③ 災害対応での連携強化

本組合では、平時から連絡体制を強化し、災害発生時には速やかに構成市町と連携を図り、新ごみ焼却施設での災害廃棄物の受入れ体制を構築し、適正に処理します。

第5章 計画の推進体制

5.1 構成市町・県・関係機関等との連携

本組合では、ごみ処理事業の円滑な実施に向け、構成市町との連携に努めます。

また、本計画に基づく施策を推進していく上で、県、関係機関などに対して協力や要請を求める場合が想定されるため、今後もこれらとの連携・協力体制の強化に努めるものとします。

5.2 住民・事業者との連携

ごみの適正処理を推進するためには、ごみの分別徹底等による排出抑制や資源化の推進が前提となることから、住民や事業者のごみ行政への理解と協力が必要不可欠です。

本組合では、ごみの排出抑制や資源化の推進に向け、住民・事業者等との連携・協力体制づくりに努めることとし、構成市町との連携により、業界団体等との交流、情報交換等を推進して、相互理解や情報の共有等に基づく協働体制を構築します。

5.3 計画の進行管理

本計画で整理した施策等を継続的かつ効果的に推進していくために、図 5-1 に示す Plan（本計画）、Do（施策実施）、Check（評価）、Act（見直し）による PDCA サイクルの考え方に基づき進行管理します。

本計画を推進するに当たっては、施策の進捗状況や達成状況を点検・評価する仕組みが必要となることから、本組合では、計画の実施状況や見直し等の内容を本組合ホームページで住民や事業者へ情報を公開し、それに対する意見等を今後の施策に反映させていくこととします。

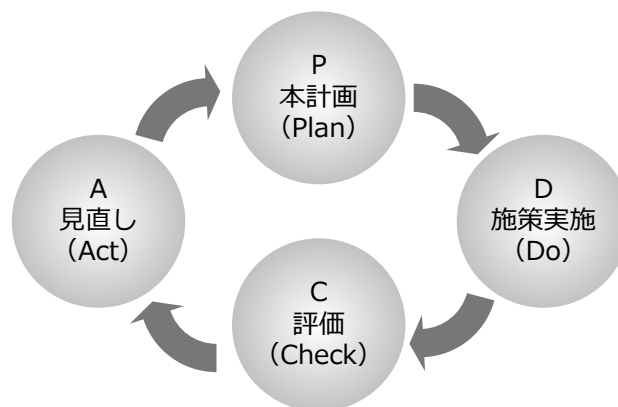


図 5-1 PDCA サイクルの考え方に基づく進行管理概念図

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和6年3月

編集・発行 盛岡広域環境組合

〒020-0886

岩手県盛岡市若園町 2-18

TEL : (019)681-0753